

海 検 第 4 号 の 3  
平成 10 年 1 月 13 日

(財) 日本海事協会  
会長 間野 忠 殿

運輸省海上技術安全局首席船舶検査官  
谷 野 龍 一 郎

安全管理手引書の検査に係る不適合の種類及びその取扱い  
について

船舶安全法施行規則第12条の2の安全管理手引書の検査等については、平成9年12月26日付け海査第756号により通達いたしましたが、同通達に基づく陸上検査及び船内検査を執行するに当たっての不適合の種類及びその取扱いについて別添のとおり各地方運輸局船舶部長、新潟運輸局船舶船員部長、神戸海運管理部船舶部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、御連絡申し上げます。



別添

海検第4号  
平成10年1月13日

各地方運輸局船舶部長  
新潟運輸局船舶船員部長  
神戸海運管理部船舶部長  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

海上技術安全局首席船舶検査官



安全管理手引書の検査に係る不適合の種類及びその取扱い  
について

船舶安全法施行規則第12条の2の安全管理手引書の検査等については、平成9年12月26日付け海査第756号により通達したところであるが、同通達に基づく陸上検査及び船内検査を執行するに当たっての不適合の種類及びその取扱いについては、下記のとおりとしたので、業務上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、管内各海運支局長又は各海運事務所長あてこの旨周知されたい。

また、(財)日本海事協会、(社)日本船主協会、(社)日本外航客船協会、日本タンカー協会、日本近海船主協同組合、日中海運輸送協議会、輸入貨物輸送協議会、運輸施設整備事業団、(社)日本造船工業会、(社)日本中型造船工業会、(社)日本小型船舶工業会及び全日本海員組合に対しては、別途通知したので念のため申し添える。

## 記

### 1. 不適合の種類

「不適合」とは、ISMコードに規定されている要件に適合していないことを示す客観的証拠が観察された状況をいい、次の二つの種類に分類する。

#### (1) 重大な不適合

船舶の航行の安全若しくは人命の安全に対する重大な脅威につながるもの又は環境に対する重大な危険につながるものであって、直ちに是正措置を必要とする不適合をいう。

この例としては以下のものがあげられる。

- ① 安全管理システムが、ISMコード1.2.3.1の強制規則<sup>注1</sup>を遵守するシステムになっていない。（例．船内における有効な証書類及び免状の不所持）
- ② ISMコードが要求するシステムの構成要素が欠如している。
- ③ 安全管理システムが効果的かつ組織的に実施されていない（航行の安全確保、海洋環境保全に重大な影響を及ぼすものに限る）。

注1：「ISMコード1.2.3.1の強制規則」とは、別紙のとおりとする。

## （2）その他の不適合

重大な不適合以外の不適合をいう。「その他の不適合」は、一定期間内には是正すれば航行の安全確保及び海洋環境保全に重大な影響を及ぼすことを回避できるものであり、一定期間内には是正することが要求される。

この例としては以下のものがあげられる。

- ① 内部監査の記録の不備又は同記録の不適切な管理
- ② 緊急時対応演習（操練を含む）の記録の不備又は同記録の不適切な管理
- ③ 保守整備の記録の不備又は同記録の不適切な管理

## 2. 不適合の取扱い

### （1）重大な不適合

是正措置が取られるまで検査を合格としない（証書の交付又は裏書を行わない）。

### （2）その他の不適合

是正命令書を交付し、一定期間内（当面は3月を越えない期間とする）に是正措置を取ることを命令する。一定期間内には是正がなされない場合は、関係する証書は効力を失うものとする。

( 別 紙 )

I S Mコード1.2.3.1の強制規則として取り扱う国内法及び条約

I S Mコード1.2.3.1の強制規則として取り扱う国内法及び条約は、船舶の航行の安全若しくは人命の安全の確保又は海洋環境の保全に直接関係ある国内法及び条約とし、具体的には以下のとおりとする。

1. 国内法

- (1) 船舶安全法
- (2) 船員法 (第1条から第5条まで、第7条から第15条まで、第18条から第30条まで、第37条、第38条、第50条、第70条、第80条から第83条まで、第85条から第88条まで、第88条の4、第88条の6から第88条の8まで及び第117条の2から第118条の3までの規定に限る。)
- (3) 船員災害防止活動の促進に関する法律
- (4) 船舶職員法
- (5) 海上衝突予防法
- (6) 海上交通安全法
- (7) 港則法
- (8) 水先法
- (9) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

注：なお、強制規則として取り扱う国内法には、上記に掲げた法律に基づく政令、省令及び告示を含む。

2. 条約

- (1) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS条約)
- (2) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1978年の議定書 (SOLAS78議定書)
- (3) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書 (SOLAS88議定書)
- (4) 1966年の満載喫水線に関する国際条約 (LL条約)
- (5) 1966年の満載喫水線に関する国際条約に関する1988年の議定書 (LL88議定書)
- (6) 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW条約)
- (7) 1972年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する国際条約 (COLREG条約)
- (8) 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年

の議定書 (MARPOL73/78議定書)

(9) 廃棄物その他のものの投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (LONDON条約)

(10) 以下に掲げる国際労働条約

- a. 海上ニ使用セラルル児童及年少者ノ強制体格検査ニ関スル条約 (条約第16号)
- b. 船舶料理士の資格証明に関する条約 (条約第69号)
- c. 船員の健康検査に関する条約 (条約第73号)
- d. 船員の職業上の災害の防止に関する条約 (条約第134号)
- e. 商船の最低基準に関する条約 (条約第147号) (付表中条約第55号、条約第56号又は条約第30号、条約第23号、条約第87号及び条約第98号に係る規定を除く)